

行政手続部会の設置について

平成 28 年 9 月 12 日
規制改革推進会議決定

規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を一体的に進めるため、規制改革推進会議令(平成 28 年政令第 303 号)第 4 条の規定に基づき行政手続部会を設置する。

【参考】日本再興戦略 2016（抜粋）（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）

I 部 2. 生産性革命を実現する規制・制度改革

(1) 新たな規制・制度改革メカニズムの導入

② 事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法の導入

- ・まずは、外国企業の日本への投資活動に関係する規制・行政手続の抜本的な簡素化について 1 年以内に結論を得る。

【1 年以内を目途に結論（早期に結論が得られたものについては、先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手）】

- ・外国企業の日本への投資活動に関係する分野以外についても、先行的な取組が開始できるものについては、年内に具体策を決定し、速やかに着手する。

こうした先行的な取組と上記取組の実施状況等を踏まえつつ、諸外国の取組手法に係る調査等を行い、規制・手続コスト削減に係る手法や目標設定の在り方を検討した上で、本年度中を目途に、本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する。

【先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手】

【本年度中を目途に、重点分野と削減目標を決定】